

むらやま地域魅力発見・若者みらい創造事業業務委託仕様書（企画提案用）

1 目的

若者が村山地域で活躍する方々のもとで、その活動に携わることにより、村山地域や村山地域で暮らすことの魅力を発見し、県内への定着・回帰意欲を高めるとともに、若者の地域参画による地域活性化につなげることを目的とする。

2 委託契約期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

3 業務内容

（1）地域活動団体等の提案

- ・活動先となる、地域に根差した活動を行っている団体や個人（以下、「地域活動団体等」という。）を提案すること。活動先は2～3か所とする。活動先は、県との協議により決定する。
- ・活動先となる地域活動団体等は村山地域に所在（在住）し、活躍している団体等とする。仕事の分野は問わないが、地域の活性化につながる活動や先進的な取り組みをしているものを含めること。

（2）参加者募集のための広報及び参加者の確保

- ・参加者の対象は、県内の高校生以上から20代までの若者（県外在住であっても、山形県に縁のある若者を含む。）とする。
- ・具体的な実施方針を定め、募集方法を工夫した上で、6名以上の参加者を確保すること。
- ・応募者には参加前に事業の趣旨、スケジュール等を説明し、必要な同意を得ること。
- ・応募者が多数の場合は、応募目的、年齢等を考慮し、県と相談して選考すること。

（3）地域活動の企画・運営・情報発信等

① 地域活動団体等における活動の企画・運営

- ・参加者の地域活動団体等における活動を企画、調整し、運営すること。なお調整にあたっては、日程等の形式的な対応だけでなく、参加者と地域活動団体等それぞれの立場や特性を理解し、双方の不安や懸念を払しょくするのに必要な対応を行うこと。
- ・地域活動に同行し、参加者の円滑な活動、交流を支援すること。
- ・活動は原則3名1組で実施し（参加人数や受入先の状況に応じて変更可）それぞれの活動先で3回～5回の活動を実施すること。
- ・参加者は、体験についてのレポートを作成するものとする。なお、レポートは後日公表する。レポート作成にあたっては、必要な支援を行うこと。

② 初回ミーティング・活動報告会の企画・運営

- ・参加者と地域活動団体等との顔合わせを兼ねた初回ミーティングを企画し、運営すること。参加者間の交流を促進しつつ、参加者が本事業の主旨を理解する内容構成とすること。
- ・活動報告会は、参加者が体験を共有し、広く発信できる内容構成とすること。
- ・報告会等は、直接参集での開催を原則とする。

③ その他

- ・参加者の活動中の安全を確保するための対策を講じること。
- ・参加者が地域活動に参加するために必要な保険に加入すること。
- ・参加者へ一定の活動経費を支払うこと。活動経費には、交通費・宿泊費を含むものとし、上限額等金額の設定内容は、企画提案書で説明すること。

4 委託業務の対象経費

(1) 当該事業実施に係る人件費及び旅費等

- ① 事業責任者（主たる業務従事者）及び業務従事者の人件費、旅費、通信費
- ② 地域活動団体等への謝礼及び実費
- ③ 参加者の活動経費

(2) 初回ミーティング、報告会等の会場使用料及び設営等に係る経費

(3) 参加者募集及び当該事業の周知、広報に係る経費

(4) その他この事業遂行に必要となる経費

5 県への報告等

(1) 受託者から県に対する報告等

- ・業務が完了したときは、業務完了報告書を作成し、事業実績及び証拠書類を添えて定められた期日まで提出すること。
- ・業務完了報告書には、参加者募集の広報及び募集の状況、初回ミーティング、地域活動、報告会等、事業の内容を詳細に記すこと。

(2) 県による実施状況の把握等

- ・県は必要に応じて、実施状況について報告を求め、実施状況を把握するために現地確認を実施し、適当でない事項については、改善指導を行うことがある。

6 著作権等

(1) この委託業務の成果品に係る著作権は、著作権法（昭和45年法律第48号）の定めるところに従い受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属するものとする。

(2) 受注者は発注者に対し、次に掲げる成果品の利用を許諾する。この場合において、受注者は、次に掲げる成果品の利用を発注者以外の第三者に許諾してはならない。

- ① 成果品を利用して発注者の業務を実施すること。
- ② 前号の業務の目的及び運営、広報等のために必要な範囲で、成果品を発注

者が自ら複製し、若しくは変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは変形、改変その他の修正をさせること。

- (3) 受注者は、発注者に対し、成果品の内容を自由に公表することを許諾する。
- (4) 発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使しないものとする。
- (5) 受注者は、あらかじめ発注者の承諾を得なければ、成果品の内容を公表してはならない。
- (6) 受注者は、成果品に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。
- (7) 受注者は、発注者に対して、委託業務の成果品が第三者の著作権を侵害するものでないことを保証する。

7 委託にあたっての留意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、その都度発注者と受注者とで協議により決定すること。
- (2) 本仕様書と異なる事項又は本仕様書に定めのない事項であっても、本業務の目的を達成するために、より良い手法、技術又はアイデア等があるときは、発注者に対して積極的に提案すること。
- (3) 受注者は、本業務遂行上に知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。本業務の終了後も同様とする。
- (4) 受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- (5) 受注者は、本業務遂行中に不測の事態が生じた場合は、県に責任がある場合を除き、受注者が責任を負い、損害賠償の請求があった場合には受注者が一切を処理するものとする。また、速やかに県に連絡すること。
- (6) 事業に関する写真、映像等の著作権及び肖像権など権利関係の処理及び調整は、本業務の受注者が行うこと。
- (7) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと。
- (8) 本業務の実施に当たり、受注者は業務委託契約に基づき、常に発注者と密接な連絡を取り、発注者の指示に従うこと。
- (9) 受注者は、個人情報の取扱いについては、各種法令順守を徹底するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (10) 受注者は、本業務委託の一部を第三者に委託する場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県に協議し承認を得なければならない。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(安全管理の確認)

第10 発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。